

## 総合教育センターが行う研修講座の実施形態について（お知らせ）

当センターが行う研修講座の実施形態を当面下記のとおりとしますのでお知らせします。

### 記

#### 1 実施要項について

同一の研修講座について、事前に「通常版」と「緊急事態版」の2種類を示すことを基本とする。

#### 2 実施形態の判断について

##### <緊急事態宣言中の場合>

各研修講座の実施形態を判断する基準日を、当該研修講座開始日の1週間前とし、実施形態を次のとおりとする。

- ◆基準日時点で緊急事態宣言が解除されている場合は、「通常版」実施要項による。
- ◆基準日時点で緊急事態宣言が継続している場合は、「緊急事態版」実施要項による。

例 研修講座開始日が4月13日（水）の場合

基準日：4月6日（水）（1週間前）

基準日時点で緊急事態宣言が解除されている→「通常版」

基準日時点で緊急事態宣言が継続している→「緊急事態版」

※緊急事態宣言中に発出する実施要項には、基準日を明示するので、各所属において確認し準備願います。

##### <平常時の場合（緊急事態宣言が出されていない場合）>

「通常版」実施要項により実施するが、緊急事態宣言が出された場合、その翌日から「緊急事態版」による実施に切り替える。

※基準日を設定して実施形態を判断する猶予期間はないため、即時変更に備え、各所属において準備願います。

#### 3 留意事項

- (1) 「通常版」実施要項と「緊急事態版」実施要項で、研修者が事前に準備するものや当日持参するもの等が異なる場合があるので、予め確認願います。
- (2) 「通常版」実施要項による場合でも、一部又は全部をオンライン（オンデマンド型、ライブ型）で実施する研修講座もあるため、予め確認願います。